

# 岡垣町原油高騰緊急対策 運送事業者等支援金

令和3年秋以降の原油価格高騰の影響を特に受けている、町内で道路運送事業等を営む中小事業者に対し、町独自の支援金を支給します。

## 支給対象

令和4年1月から申請日時点において、岡垣町内に営業実態のある主たる事務所や、主たる店舗等を有している中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、次の道路運送事業等を営む方が対象です。

- 貨物自動車運送事業（トラック運送事業者等）
- 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業等）
- 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー、介護タクシー等）
- ※上記はすべて事業用車両（緑、黒ナンバー）に限る。
- 自動車運転代行業（登録車両（随伴用車両）のみ）

## 支給額

事業用車両として登録している車両1台につき2万円（上限：20万円）

※支給は1事業者につき1回のみとします。

## 提出方法

必要書類を郵送または窓口へ持参してください。

●受付期間 令和4年7月1日（金）～令和5年2月28日（火）

●受付時間 午前9時～午後5時

※窓口は平日のみ開設しています。

※郵送の場合は受付期間最終日の消印有効です。

## 提出書類

以下の書類を提出してください。

- 岡垣町原油高騰緊急対策運送事業者等支援金交付申請書（様式1）
- 岡垣町原油高騰緊急対策運送事業者等支援金請求書（様式2）
- 誓約書（様式3）

○その他業種により異なる書類

※「岡垣町原油高騰緊急対策運送事業者等支援金申請要領」を確認してください。

## 注意事項

- 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合は、支援金を返還いただくほか、法的責任を問われることがあります。
- 支援金の支給は、対象事業者ごとに1回のみとします。
- 提出書類が不足した場合、または提出書類で要件を確認できない場合は、追加資料の提出をお願いする場合があります。

## 問い合わせ

- 岡垣町おかがきPR課 商工観光係

〒811-4233

岡垣町野間一丁目1番1号 岡垣町役場本館1階

電話番号 093-282-1211 (代表)

ファクス 093-282-0277